

過疎地域振興対策ロジックモデル

現状・課題

【現状】

○ 過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、多様な文化の継承等の多面にわたる機能を有しており、国土の多様性を支えている。

○ 東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、一層重要な役割が期待される。

○ 一方、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域の活力が低下。

- ・人口増減率(H27/S45):
過疎地域 △35.9% 全国 +21.4%
- ・高齢者比率(S45→H27):
過疎地域 9.8%→36.7%
全国 7.1%→26.6%
- ・若年者比率(S45→H27):
過疎地域 20.9%→10.5%
全国 27.8%→14.6%

○ 議員立法として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)が制定(全会一致により成立)。

【課題】

○ 地域経済の活性化、情報化、交通の機能、医療体制、教育環境の確保、集落の維持活性化、農地等の適正管理などが課題。

○ とりわけ地域社会を担う人材の確保が喫緊の課題。

インプット(資源)

【予算】令和3年度予算額: 824 百万円

アクティビティ(活動)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援。

(1) 過疎地域持続的発展支援交付金による支援

① 過疎地域持続的発展支援事業

過疎市町村が実施する地域課題の解決のためのICT等技術の活用事業や地域社会を担う人材不足に対応するため都道府県・過疎市町村が実施する地域人材育成事業を重点的に支援。

② 過疎地域集落再編整備事業

定住団地の造成や定住・移住者向けに空家の改修等を支援。

③ 過疎地域有休施設整備事業

廃校舎等の遊休施設を活用し実施する地域振興施設や地域間交流施設等の整備を支援。

④ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

集落ネットワーク圏における日常生活機能の確保や地域産業の振興の取組を支援。

(2) 調査委託事業等

- ・有識者で構成される過疎問題懇談会において過疎問題に関する検討を行うほか、過疎地域を対象とした調査を実施。
- ・全国過疎問題シンポジウムを開催し、課題の共有や優良事例の紹介(表彰)等を行い、過疎団体の先進事例等を横展開。

アウトプット(活動目標)

- (1) ①実施団体が設定した活動目標の達成度(目標:100%)
 - ②団地等整備率(目標:100%)
 - ③施設整備率(目標:100%)
 - ④実施団体が設定した活動目標の達成度(目標:100%)
- (2) 過疎対策の取組事例のPR(目標:毎年度実施)

アウトカム(成果目標)

【短期アウトカム(翌年度～)】

- (1) ①-1(実証事業)事業の実用化
 - ①-2(実証事業以外)課題の解決又は改善
 - ②賃貸・分譲開始の翌年度以降の計画的かつ安定的な入居
 - ③施設供用開始後の計画的かつ安定的な施設利用
 - ④事業実施した集落ネットワーク圏での取組の継続
- (2) 優良事例の共有

【長期アウトカム】

- ICT等技術の活用による条件不利性の改善(地域課題の解決のためのICT等技術を活用した事業を行う団体の拡大)
- 地域社会を担う人材(地域人材のほか、移住定住者や関係人口も含む)の確保(人材育成事業を行う団体の拡大)
- 集落ネットワーク(小さな拠点)形成数の増加(R6 1,800箇所)
- 過疎団体の先進事例等の横展開による全国への波及

インパクト(国民・社会への影響)

過疎地域の持続的発展(過疎地域における持続可能な地域社会の形成・地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上)の実現

- ・集落機能の維持(集落調査結果(R1 78.4%)の水準維持)
- ・過疎地域全体の人口減(社会減少率)の改善(R12 0.58%以下)